

●香川県監査委員公表第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成24年10月30日

香川県監査委員 仲山省三
同 鍋嶋明人
同 綾田福雄
同 黒島啓

- 1 監査対象部局 総務部
- 2 監査対象年度 平成23年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措置の状況
指導注意事項	<p>ア 収入事務について</p> <p>(ア) 広告事業収入について、契約書で定めた納期を過ぎて、納入通知書を発行していた。（総務事務集中課）</p> <p>(イ) 差押徴収した現金の紛失について、役割分担を明確にするとともに、情報の共有化を徹底する必要がある。（県税事務所）</p> <p>(ウ) 現金収入のうち、釣銭として留め置いた金額について、調定の時期が10か月遅れていた。（青年センター）</p> <p>イ 委託契約について</p> <p>(ア) 番町地下駐車場及び玉藻町駐車場の指定管理に関する事業計画等について、事業年度開始前に提出することとなっているが、事業年度開始後に提出されていた。また、委託料は事業計画等の承認後に請求することとなっているが、承認前に請求されているものがあ</p>	<p>ア 収入事務について</p> <p>(ア) 当該収入の時期が契約で定めた時期より遅れることがないよう、納入通知書の発行等の事務処理の確認を徹底することとした。</p> <p>(イ) 検索現場等における役割分担を明確にするとともに、情報の共有化を徹底するため、既存の検索マニュアルの見直しを行った。</p> <p>また、その後の検索に際しては、詳細な事務分担表を作成し、事前打合せにおける確認の徹底を図っているほか、納税部職員に対する検索研修を充実し、再発防止に努めている。</p> <p>(ウ) 今後は、再発防止を徹底し、適正な会計事務に努める。</p> <p>イ 委託契約について</p> <p>(ア) 当該案件については、直ちに指定管理者を指導した。</p> <p>事業計画は、平成25年分から事業年度開始前に提出させることとし、委託料は、平成24年度から事業計画等の承認後に請求させていく。</p>

	<p>った。 (総務学事課)</p> <p>(イ) 番町地下駐車場及び玉藻町駐車場の指定管理に関する事業報告について、承認を行っていないかった。 (総務学事課)</p> <p>(ウ) 軽油流通情報管理システム運用委託業務など、契約の履行が完了する前に支出命令をしているものがあった。 (税務課)</p> <p>ウ 物品の管理について</p> <p>(ア) 帳簿に記載されていない金券類が見つかった。 (県税事務所)</p> <p>エ 外郭団体の検査について</p> <p>(ア) 外郭団体に対して、毎年度入り検査を実施する必要があるにもかかわらず、実施されていなかった。 (県民活動・男女共同参画課)</p> <p>(イ) 県に事務局を置く任意団体等の会計事務を県が行う場合は、所属長が年2回以上、無通告で自主検査を実施することとされているが、自主検査ができるいない団体があった。 (危機管理課)</p>	<p>(イ) 事業報告は、平成23年度分から文書による承認を行っている。</p> <p>(ウ) 契約の履行が完了した後、支出命令を行うよう改めた。</p> <p>ウ 物品の管理について</p> <p>(ア) 帳簿に記載するとともに今後使用する見込みがないため、会計課に保管換えた。</p> <p>また、公金等の適正な管理について、周知・指導の徹底を図った。</p> <p>エ 外郭団体の検査について</p> <p>(ア) 直ちに入り検査を実施した。</p> <p>(イ) 4月27日及び9月28日に自主検査を実施した。</p>
検討指示事項	経費節減と事務処理負担の軽減のため、公用自動車の車検及び法定点検事務の取扱い窓口の一元化について、検討する必要がある。 (総務学事課)	リース車両を除く、県有車の車検及び法定点検について、経費や事務効率等の観点から、発注方法や取扱い窓口の一元化について検討する。